平成２７年（フ）第８８３号
東京都八王子市松木18番地37ＢｒｉｌｌａｎｔｅⅡ102号
破産者　高林奈々美
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３７２号
横浜市港南区野庭町74番地１　メルヴェーユ上永谷306
破産者　森　　富夫
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目17番16号
破産者　有限会社エフ・エー・サービス
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４４号
愛知県丹羽郡大口町さつきケ丘１丁目21番地
破産者　株式会社一力
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９１号
愛知県一宮市木曽川町黒田字山１番地２－505号
破産者　株式会社アクセスビジョン
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０４号
三重県鈴鹿市神戸６丁目11番15号
破産者　美工社こと　小川　清治
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市寺家１丁目37番10号　デュエ104号室
破産者　中野　裕泰
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
三重県四日市市高花平４丁目15番地１　シティハイツ高花平Ｂ－102
破産者　半田　輝美
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道８番地、開始決定時の住所名古屋市西区秩父通１丁目24番地の３　エトワール802号（前住所　三重県桑名市大字友村323番地１　エスパシオ・スエーノ106）
破産者　小川　義男
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
三重県四日市市ときわ４丁目８番33号　レオパレスときわ荘304
破産者　渡邉　　彰
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
滋賀県草津市大路１丁目18番32号
破産者　株式会社山元楽器店
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９１号
兵庫県芦屋市山手町26番２－302号
破産者　時岡大二郎
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３３号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目10番８号408
破産者　株式会社セイテック
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０２号
香川県高松市新田町甲999番地１
破産者　株式会社上原
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８８６号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―616号
破産者　佐々木利恵
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７２号
福岡市城南区七隈４丁目20番１－102号
破産者　上田　裕子
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７６号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目７番３号　優セリーヌ四番館202号
破産者　尼元　敬之
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５号
山形県村山市楯岡十日町６番14号、前住所埼玉県所沢市大字山口1699番地の６
破産者　志布　和文
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
山形市飯田西３丁目２番１－405号　市営飯田アパートＡ、前住所山形市若葉町７番30号コーポいがらし203号
破産者　佐藤　愛子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
山形県天童市交り江５丁目５番７号
破産者　松本　誠二
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
群馬県太田市東新町396番地１　ロジワールＣ－102号
破産者　堀辺　忠伸
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部